

五島市長等交際費の支出及び公表に関する指針

(趣旨)

第1 この指針は、公正で透明性の高い市政を推進するため、市長、副市長及びこの者の代理者が市を代表して行う交際に要する経費(以下「交際費」という。)の支出区分及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第2 交際費は、次の区分に基づいて支出することができるものとする。

- (1) 慶 祝 慶事、総会、各種行事等のお祝いに係る経費
- (2) 弔 慰 葬儀等における香典及び供物等に係る経費
- (3) 見 舞 病気、負傷、災害等の見舞いに係る経費
- (4) 渉 外 市の公益性が必要と認められる場合の渉外に係る経費
- (5) 激励金 優秀な成果により功績のあった個人、団体等の激励に係る経費
- (6) 会 費 会費等により開催される会合等の参加に係る経費
- (7) その他 市長が特に必要と認める経費

(公表)

第3 交際費の公表は、次に掲げる事項について、市のホームページ掲載により行うものとする。

(1) 公表する項目

- ① 支出年月日
- ② 支出区分
- ③ 支出件名
- ④ 支出金額

(2) 公表の時期

当月分を翌月末日までに行うものとする。

(その他)

第4 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(適用)

第5 この指針は、平成29年4月1日以後に支出するものから適用する。